



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

鈴木 秀 廣

～「マイナンバー制度」・「ストレスチェック制度」セミナー～

医療機関より支援センターへ「マイナンバー・ストレスチェック制度についてセミナー開催の要望」が多数寄せられました。その要望に応じて2月16日（水戸市県医師会）と2月18日（つくば市ホテルグランド東雲）の2回、下記テーマにより開催致しました。いずれの会場も140名を上回るご出席があり、19:00～21:00という遅い時間にも拘わらず熱心に聴いて戴きました。

記

①「医療勤務環境改善支援センター活動報告」

コーディネーター 村 田 博 靖

②「マイナンバー制度の理解と実践」

・水戸会場 医療労務管理アドバイザー 鈴木 秀 廣
・つくば会場 // 飯 塚 俊 哉

③「ストレスチェック制度の運用上の留意点と積極的な活用」

産業保健相談員 松 井 玄 孝

いつかはお役に立ちます



村田コーディネーター報告



鈴木医療労務管理アドバイザー解説



飯塚医療労務管理アドバイザー解説



松井産業保健相談員解説

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

高 橋 勉

Q. 子の看護のための休暇を今日取りたいと電話で言ってきました。そんな勝手な要求は断りたいが？

A. 残念ながら、子の看護休暇は要件を満たしていればその日の申出でも断れないとされています。（「育児・介護休業法のあらまし」厚生労働省のパンフレット より）

子の看護制度は、小学校就学前までの子の病気やけがの看護、あるいは、子に予防接種・健康診断を受けさせるために利用できる制度です。業務に支障があれば日にちを変えられる有給休暇の事業主の時季変更権と異なり、急な看護は日を選べないため、申出られれば認めざるを得ないことになります。ただし、無給としても差し支えありません。取得可能な日数は対象の子供が1人の場合は年に5日まで、2人以上であれば年に10日までとなります。